

令和２年度 市民税・県民税申告の手引き

前橋市

今回申告していただく所得は、平成31(2019)年１月１日から令和元(2019)年12月31日までの１年間に発生した所得です。この申告書は、市民税・県民税及び国民健康保険税などの賦課資料となるだけでなく、所得証明や児童手当、公営住宅入居等の申請のための基礎資料となります。

～申告書は次の方にお送りしています。～

①平成31年度市民税・県民税申告書を提出された方 ②市民税・県民税申告書の発送を希望された方など

**申告期限は３月１６日まで。
下記のとおり申告受付会場を設けます。**

また、申告書をインターネットで作成・印刷することができます。
郵送での提出もご利用ください。詳しくは、10ページをご覧ください。

	市民税課 (市役所２階３４番窓口)	大胡・宮城・粕川・富士見 各支所の税務課
申告受付会場 設置期間	令和２年２月１７日（月）から令和２年３月１６日（月） （土・日・祝日を除きます。なお、下記の休日は申告受付します。）	
休日受付	２月２４日（月）、３月１日（日）	３月１日（日）
受付時間	午前９時～午後５時	午前９時～午前１１時３０分 午後１時～午後４時００分

☆出張受付も実施しています。

受付場所		受付日	受付時間
下川淵市民サービスセンター（公民館）ホール	（鶴光路町701）	２月３日（月）	午前９時３０分～午後４時
東市民サービスセンター（公民館）ホール	（箱田町543－１）	２月４日（火）	
上川淵市民サービスセンター（公民館）ホール	（後閑町35）	２月５日（水）	
芳賀市民サービスセンター（公民館）ホール	（鳥取町817）	２月６日（木）	
桂萱市民サービスセンター（公民館）ホール	（上泉町141－３）	２月７日（金）	
南橋市民サービスセンター（公民館）ホール	（日輪寺町158）	２月10日（月）	
城南支所ホール	（二之宮町1320）	２月12日（水）～ ２月14日（金）	午前９時３０分～午前１１時３０分
第三コミュニティセンター第２集会室（前橋市総合教育プラザ内）	（岩神町3－１－１）	２月20日（木）	
第五コミュニティセンター第１集会室（市立第五中学校南）	（文京町3－20－36）	２月21日（金）	
第二コミュニティセンター第２集会室（前橋保健センター内 西側）	（朝日町3－36－17）	２月26日（水）	
清里市民サービスセンター（公民館）会議室	（青梨子町339）	３月３日（火）	午前９時３０分～午後４時

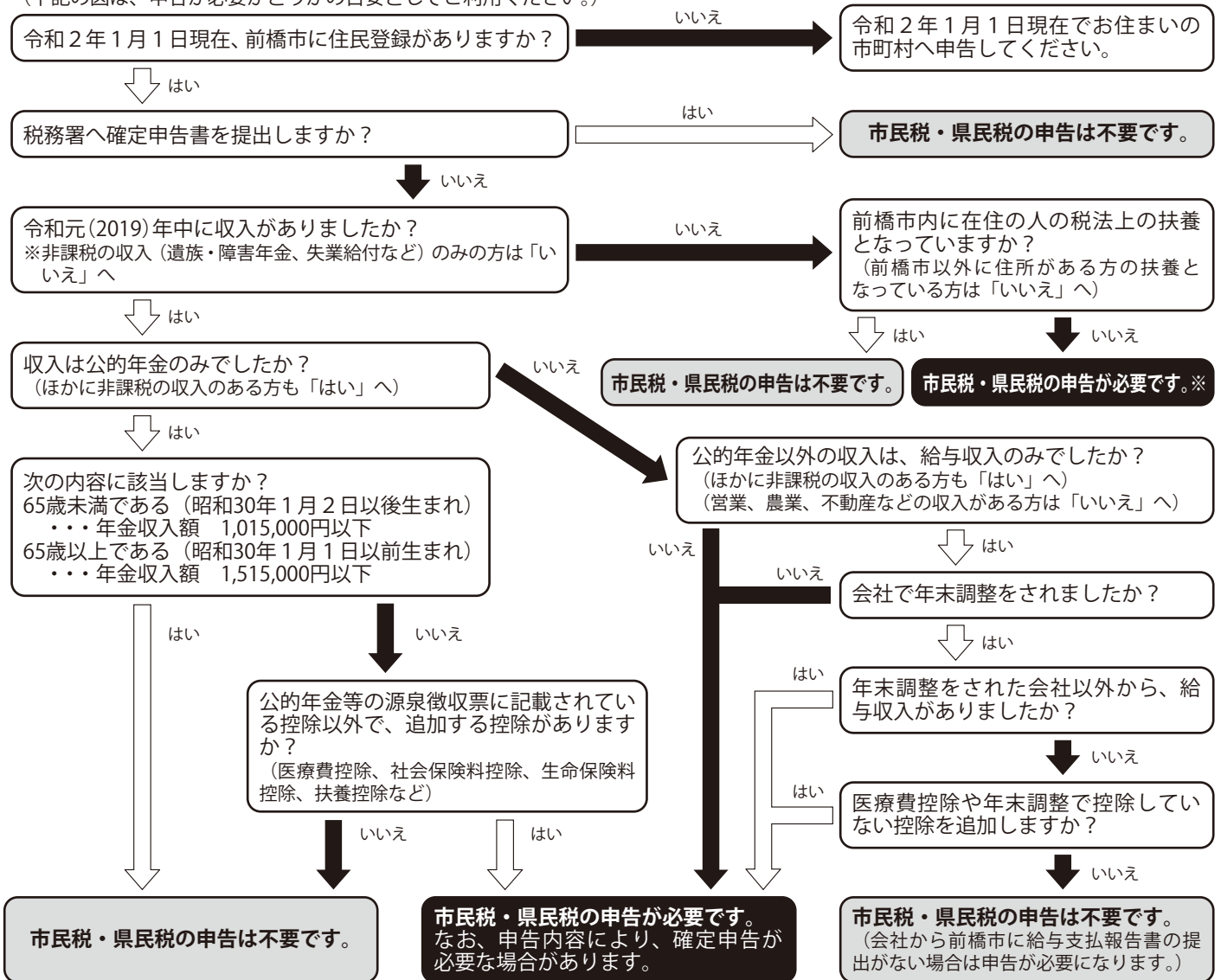
申告の時に持参するもの

- （１）印鑑（認印で構いません。）
- （２）個人番号（マイナンバー）及び身元の確認できるもの ※詳細は９ページをご覧ください。
- （３）令和元(2019)年中の所得のわかるもの
 - ① 給与所得者又は年金受給者は、源泉徴収票
 - ② 事業所得（営業等・農業）及び不動産所得者は、収支に関する書類（帳簿、領収書等）
- （４）医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書 ※詳細は９ページをご覧ください。
- （５）雑損・社会保険料（国民健康保険、国民年金等）・生命保険料・地震保険料・寄附金等の控除を受ける人は、証明書、領収書等
- （６）障害者控除の適用を受ける場合は、障害者手帳等
- （７）国外居住親族の扶養控除を申告する人は、親族関係書類及び送金関係書類

※各種控除を受けるには、証明書や領収書、手帳等の添付または提示が必要です。これらがないと控除が受けられなくなりますので、ご注意ください。

申告が必要か確かめてみましょう！

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。)



※令和元(2019)年中、無収入だったため援助を受けていた方や、非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみで生活していた方は、申告書裏面「8 収入がなかった人の記入欄」へ記入してください。

公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。

また、確定申告書を提出しない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を、市民税・県民税の計算に適用するには、市民税・県民税申告書の提出が必要です。

控除の例…医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、公的年金等から引き去られていない社会保険料控除、源泉徴収票に記載の無い障害者控除・扶養控除など

所得税及び復興特別所得税についてのお問い合わせ先

前橋税務署 〒371-8686 前橋市大手町二丁目3番1号 前橋地方合同庁舎
電話 027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

☆ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

会場 K' BIX元気21まえばし(前橋プラザ元気21) 前橋市本町二丁目12番1号
期間 令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで(土・日・祝日を除く。)

ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

この期間中は、前橋税務署庁舎では、申告相談を行っておりません。

時間 受付 午前9時から午後4時まで

☆ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると自宅等で確定申告書等が作成できます。

1 所得金額

※①、②、③のいずれかの所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿の保存が必要です。所得税の申告が必要ない方も含みます。

種 類		概 要																																			
① 営 業 等		製造業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、コンパニオン、茶花等の師匠、検針員、内職などの事業による所得です。申告書裏面の「6 事業所得（営業等・農業）」も記入してください。																																			
② 農 業		農産物の生産、家畜の飼育などによる所得です。申告書裏面の「6 事業所得（営業等・農業）」も記入してください。																																			
③ 不 動 産		地代、家賃、駐車場、土地や家屋の権利金などによる所得です。申告書裏面の「7 不動産所得（家賃・地代等）」も記入してください。																																			
④ 利 子		公社債及び預貯金の利子などによる所得です（源泉分離課税されるものを除く。）。																																			
⑤ 配 当		株式や出資金などの配当、証券投資信託の収益の分配金などによる所得です。																																			
⑥ 給 与		俸給、給料、賃金、賞与などによる所得です。給与収入から給与所得控除額を引いたものが所得となります。給与所得は、次の表から求めることができます。 <table><tr><th>給与収入金額(A)</th><th colspan="2">給与所得の計算</th></tr><tr><td>650,999円以下</td><td colspan="2">0円</td></tr><tr><td>651,000円～1,618,999円</td><td colspan="2">(A)－650,000円</td></tr><tr><td>1,619,000円～1,619,999円</td><td colspan="2">969,000円（定額）</td></tr><tr><td>1,620,000円～1,621,999円</td><td colspan="2">970,000円（定額）</td></tr><tr><td>1,622,000円～1,623,999円</td><td colspan="2">972,000円（定額）</td></tr><tr><td>1,624,000円～1,627,999円</td><td colspan="2">974,000円（定額）</td></tr><tr><td>1,628,000円～1,799,999円</td><td rowspan="3">(A)÷4 (千円未満切捨て)</td><td>×2.4</td></tr><tr><td>1,800,000円～3,599,999円</td><td>×2.8－180,000円</td></tr><tr><td>3,600,000円～6,599,999円</td><td>×3.2－540,000円</td></tr><tr><td>6,600,000円～9,999,999円</td><td colspan="2">(A)×0.9－1,200,000円</td></tr><tr><td>10,000,000円以上</td><td colspan="2">(A)－2,200,000円</td></tr></table> ※年間の合計給与収入金額を表の左側「給与収入金額(A)」の欄にあてはめたら、表の右側の「給与所得の計算」をします。 ※特定支出控除を受ける場合は、別紙「分離課税等用」を併せて提出してください。詳しくは市民税課へお問い合わせください。		給与収入金額(A)	給与所得の計算		650,999円以下	0円		651,000円～1,618,999円	(A)－650,000円		1,619,000円～1,619,999円	969,000円（定額）		1,620,000円～1,621,999円	970,000円（定額）		1,622,000円～1,623,999円	972,000円（定額）		1,624,000円～1,627,999円	974,000円（定額）		1,628,000円～1,799,999円	(A)÷4 (千円未満切捨て)	×2.4	1,800,000円～3,599,999円	×2.8－180,000円	3,600,000円～6,599,999円	×3.2－540,000円	6,600,000円～9,999,999円	(A)×0.9－1,200,000円		10,000,000円以上	(A)－2,200,000円	
給与収入金額(A)	給与所得の計算																																				
650,999円以下	0円																																				
651,000円～1,618,999円	(A)－650,000円																																				
1,619,000円～1,619,999円	969,000円（定額）																																				
1,620,000円～1,621,999円	970,000円（定額）																																				
1,622,000円～1,623,999円	972,000円（定額）																																				
1,624,000円～1,627,999円	974,000円（定額）																																				
1,628,000円～1,799,999円	(A)÷4 (千円未満切捨て)	×2.4																																			
1,800,000円～3,599,999円		×2.8－180,000円																																			
3,600,000円～6,599,999円		×3.2－540,000円																																			
6,600,000円～9,999,999円	(A)×0.9－1,200,000円																																				
10,000,000円以上	(A)－2,200,000円																																				
⑦ 雑	公 的 年 金 等	厚生年金、国民年金、恩給などによる所得です。収入金額の合計を下の算式にあてはめると所得金額になります。 <u>（ただし、遺族年金や障害年金のみの人は課税されませんので、申告書裏面8へ記入してください。）</u>																																			
		<table><tr><th>受給者の年齢</th><th>その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)</th><th>公的年金等の所得金額</th></tr><tr><td rowspan="5">65歳以上の人 〔昭和30年1月1日以前生まれ〕</td><td>120万円未満</td><td>0円</td></tr><tr><td>120万円以上330万円未満</td><td>(A)－120万円</td></tr><tr><td>330万円以上410万円未満</td><td>(A)×75%－37.5万円</td></tr><tr><td>410万円以上770万円未満</td><td>(A)×85%－78.5万円</td></tr><tr><td>770万円以上</td><td>(A)×95%－155.5万円</td></tr><tr><td rowspan="5">65歳未満の人 〔昭和30年1月2日以後生まれ〕</td><td>70万円未満</td><td>0円</td></tr><tr><td>70万円以上130万円未満</td><td>(A)－70万円</td></tr><tr><td>130万円以上410万円未満</td><td>(A)×75%－37.5万円</td></tr><tr><td>410万円以上770万円未満</td><td>(A)×85%－78.5万円</td></tr><tr><td>770万円以上</td><td>(A)×95%－155.5万円</td></tr></table>	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額	65歳以上の人 〔昭和30年1月1日以前生まれ〕	120万円未満	0円	120万円以上330万円未満	(A)－120万円	330万円以上410万円未満	(A)×75%－37.5万円	410万円以上770万円未満	(A)×85%－78.5万円	770万円以上	(A)×95%－155.5万円	65歳未満の人 〔昭和30年1月2日以後生まれ〕	70万円未満	0円	70万円以上130万円未満	(A)－70万円	130万円以上410万円未満	(A)×75%－37.5万円	410万円以上770万円未満	(A)×85%－78.5万円	770万円以上	(A)×95%－155.5万円										
		受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額																																	
65歳以上の人 〔昭和30年1月1日以前生まれ〕		120万円未満	0円																																		
		120万円以上330万円未満	(A)－120万円																																		
	330万円以上410万円未満	(A)×75%－37.5万円																																			
	410万円以上770万円未満	(A)×85%－78.5万円																																			
	770万円以上	(A)×95%－155.5万円																																			
65歳未満の人 〔昭和30年1月2日以後生まれ〕	70万円未満	0円																																			
	70万円以上130万円未満	(A)－70万円																																			
	130万円以上410万円未満	(A)×75%－37.5万円																																			
	410万円以上770万円未満	(A)×85%－78.5万円																																			
	770万円以上	(A)×95%－155.5万円																																			
例：67歳の人で340万円の年金収入がある場合 3,400,000円×75%－375,000円＝2,175,000円（所得）																																					
そ の 他	互助年金や生命保険契約に基づく年金、事業によらない原稿料・講演料・印税・著作権の使用料、シルバー人材センターからの配分金などによる所得です。																																				
総合譲渡	⑧ 短 期	機械、車両などの譲渡による所得です（取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年以下）。																																			
	⑨ 長 期	機械、車両などの譲渡による所得です（取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年を超えるもの）。																																			
⑩ 一 時		懸賞の当選金品、競馬・競輪等の払戻金、生命保険の一時金などによる所得です。																																			
分離課税	^{②⑤⑥} 短期譲渡	土地や建物などの譲渡による所得です（取得の日から譲渡年の1月1日までの所有期間が5年以下）。																																			
	^{②⑦～②⑨} 長期譲渡	土地や建物などの譲渡による所得です（取得の日から譲渡年の1月1日までの所有期間が5年を超えるもの）。																																			
	^{③③①} 株式等譲渡	株式などの譲渡による所得です。																																			
	^{③②} 株式等配当等	上場株式等の利子、配当、収益の分配等による所得です。																																			
	^{③③} 先物取引	先物取引による所得です。																																			
	^{③④} 山 林	山林を伐採して譲渡、あるいは山林を立木のまま譲渡することによる所得です。																																			

※分離課税に係る所得等のある方は、別紙「分離課税等用」を併せて提出してください。

2 事業専従者控除について

生計を一にする親族（15歳未満の人や同一生計配偶者、扶養親族になっている人を除く。）が、1年のうち6か月を超える期間を事業に専ら従事している場合には、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を控除できます。

(1) 事業所得 ÷ (事業専従者の人数 + 1) (2) 配偶者 860,000円 その他の親族 500,000円

3 所得から差し引かれる金額 (⑭から⑰までの控除については、前年中に支払った金額が控除の対象になります。)

種 類	概 要
⑬ 雑 損 控 除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。 ①(損失の金額－保険等の補てん額)－(総所得金額等の合計×10%) ②(損失の金額－保険等の補てん額)のうち災害関連支出の金額－5万円 ①、②のうちいずれか多い方の金額＝控除額 【必要書類 (添付または提示)】 災害関連支出についての領収書、住宅や家財の資産の損失額の明細書、り災証明書、盗難証明書など
⑭ 医 療 費 控 除 (a 又は b の 選択適用)	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費 a 従来の医療費控除 b セルフメディケーション税制 a 支払った医療費－保険等の補てん額－$\left(\text{総所得金額等の合計} \times 5\% \text{ (小数点以下四捨五入)} \right) = \text{控除額 (最高限度額 200万円)}$ b あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費 (※9ページ参照) 支払った金額－保険等の補てん額－12,000円＝控除額 (最高限度額 8万8千円)
⑮ 社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの保険料 支払額(金額)＝控除額 ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落としされている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金又は個人型年金掛金、もしくは心身障害者扶養共済掛金 支払額(金額)＝控除額
⑯ 生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を、申告書の㊦～㊨の該当する欄に記入してください (契約日により控除額が異なります。)。 ※控除額については5ページを参照
⑰ 地震保険料控除	あなたが支払った特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を、申告書の㊩又は㊪の該当する欄に記入してください。 ※控除額については5ページを参照
⑱ ㉑ 障 害 者 控 除	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるとき。 控除額 ①特別障害者 (身体障害者手帳の場合1～2級) 300,000円 ②その他の障害者 260,000円 ③同居特別障害者 (①のうちあなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人) 530,000円 ※16歳未満の扶養親族についても、障害者控除は適用されます。 この控除を受ける場合は、障害者手帳または証明書の提示をお願いします。
⑲ 寡 婦 (夫) 控 除	①夫と死別・離婚した後再婚していない人もしくは夫の生死が不明な人で、扶養親族または生計を一にする前年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子 (他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっている人を除く。) がいる人 ②夫と死別した後再婚していない人または夫の生死が不明な人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人 ③妻と死別・離婚した後再婚していない人もしくは妻の生死が不明な人で、生計を一にする前年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子 (他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっている人を除く。) を有し、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の人 控除額 260,000円 ※ただし、特別寡婦 (上記①の中で、扶養親族である子を有し、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の人) は300,000円
⑲ 勤 労 学 生 控 除	あなたが大学や高校の学生や生徒で、前年中の合計所得金額が65万円以下であり、しかも自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、又は雑所得以外の所得が10万円以下のとき。 控除額 260,000円 ※この控除を受ける場合には、各種学校や専修学校の生徒であること又は職業訓練法人の認定職業訓練を受けていることについて、学校や法人から交付される証明書の提示をお願いします。
⑲ 配 偶 者 控 除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下のとき (他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)。なお、昭和25年1月1日以前生まれの配偶者は老人配偶者に該当します。 ※控除額については6ページを参照 ※同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。) に該当する場合 (あなたの合計所得金額が1,000万円超かつ配偶者の合計所得金額が38万円以下のとき)、申告書のチェック欄に○をつけてください。 ※同一生計配偶者・控除対象配偶者の説明は6ページを参照
⑲ 配 偶 者 特 別 控 除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円を超え123万円以下のとき (青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)、段階的に控除が受けられます。 ※控除額については6ページを参照
㉒ 扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が38万円以下のとき (他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)。 ※控除額については6ページを参照
㉓ 基 礎 控 除	あなたについての控除額であり、総所得金額等の合計額から控除します。 控除額 330,000円

◎生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料 控除額計算欄

平成23年12月31日以前に締結した契約（旧契約）と平成24年1月1日以後に締結した契約（新契約）があり、

- ・旧契約のみで申告

・新契約のみで申告

・新旧両契約を合計して申告

}

この3通りから有利な方法を選択できます。

ただし、新旧両契約を合計して申告する場合の限度額は、28,000円です。「旧契約のみ」で申告したほうが有利になる場合もありますので、ご注意ください。

控除額は、下記の計算欄で「生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」それぞれについて算出し、合計した金額になりますが、全体の最高限度額は、70,000円です。

平成23年12月31日以前の契約（旧契約分）

		旧生命保険料				旧個人年金保険料								
支払保険料		合計		円		①		合計		円		②		
①②の金額		控除額												
～ 15,000円	①の金額										円		③	
15,001円～40,000円	①×0.5+7,500円										円		④	
40,001円～	①×0.25+17,500円（最高35,000円）										円		⑤	

		旧生命保険料				旧個人年金保険料								
支払保険料		合計		円		①		合計		円		②		
①②の金額		控除額												
～ 15,000円	③の金額										円		④	
15,001円～40,000円	③×0.5+7,500円										円		⑤	
40,001円～	③×0.25+17,500円（最高35,000円）										円		⑥	

平成24年1月1日以後の契約（新契約分）

支払保険料 ⑤⑥⑦の金額	新生命保険料		合計 円 ⑩	新個人年金保険料		合計 円 ⑪	介護医療保険料		合計 円 ⑫
	控除額			控除額			控除額		
～ 12,000円	⑤の金額 円		⑬	⑥の金額 円		⑭	⑦の金額 円		⑮
12,001円～32,000円	⑤×0.5+6,000円 円			⑥×0.5+6,000円 円			⑦×0.5+6,000円 円		
32,001円～	⑤×0.25+14,000円（最高28,000円） 円			⑥×0.25+14,000円（最高28,000円） 円			⑦×0.25+14,000円（最高28,000円） 円		
合計	⑬+⑭（最高28,000円） （⑬のみについて適用を受ける場合は、 最高35,000円） 円 ⑯		⑭+⑮（最高28,000円） （⑮のみについて適用を受ける場合は、 最高35,000円） 円 ⑰		⑮（最高28,000円） 円 ⑱				

生命保険料控除額 最高70,000円

⑯+⑰+⑱	円
-------	---

※控除額に1円未満の端数が生じた場合は切上げてください。
※控除額の合計を⑰へ記入してください。

「生命保険料控除」欄の⑰には①、⑱には②、㉑には③、㉒には④、㉓には⑤の金額をそれぞれ転記します。

◎地震保険料 控除額計算表

※平成20年度より損害保険料控除が廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した保険期間が10年以上の契約に関する長期損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができる場合があります。

また、地震保険料と旧長期損害保険料の両方もしくはどちらか一方を含んだ契約が複数ある場合は、控除額が有利な組合せの契約を選択できます（最高控除額25,000円）。ただし、両方を含んだ契約については、どちらか一方の支払保険料しか選択できません。

契約別区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険料契約に係るもの	50,000円以下	支払った保険料の金額×1/2
	50,000円を超える場合	25,000円
②旧長期損害保険料契約に係るもの	5,000円以下の場合	支払った保険料の金額
	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
③上記の①と②の両方がある場合	（①で計算した金額）+（②で計算した金額）= 地震保険料控除額（最高25,000円）	

※控除額に1円未満の端数が生じた場合は切上げてください。
※控除額の合計を⑱へ記入してください。

◎配偶者控除及び配偶者特別控除について

- (1) 平成31年度より、配偶者控除について納税義務者に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は適用できないこととされました。
- (2) 平成31年度より、配偶者特別控除について配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

配偶者控除及び配偶者特別控除 控除額表

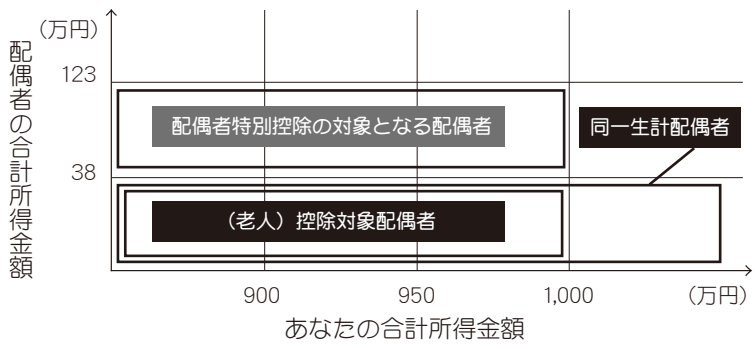
配偶者の合計所得金額 (配偶者の収入が給与のみの場合の収入金額)		あなたの合計所得金額 (給与のみの場合の収入金額)		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)
配偶者控除	38万円以下 (1,030,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下 (1,030,000円超 1,500,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	85万円超 90万円以下 (1,500,000円超 1,550,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下 (1,550,000円超 1,600,000円以下)	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下 (1,600,000円超 1,667,999円以下)	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下 (1,667,999円超 1,751,999円以下)	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下 (1,751,999円超 1,831,999円以下)	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下 (1,831,999円超 1,903,999円以下)	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下 (1,903,999円超 1,971,999円以下)	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下 (1,971,999円超 2,015,999円以下)	3万円	2万円	1万円
	123万円超 (2,015,999円超)	0円	0円	0円

◎同一生計配偶者・控除対象配偶者について

同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である人をいいます（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）。

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいい、配偶者控除が適用されます。

控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者が障害者である場合、障害者控除及び同居特別障害者加算の特例は適用されます。



◎扶養控除

区分	条件	控除額
特定扶養親族	平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれ	450,000円
老人扶養親族	昭和25年1月1日以前生まれ	380,000円
同居老親等	老人扶養親族のうちあなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居している人	450,000円
年少扶養親族	平成16年1月2日以後生まれ	なし
その他の扶養親族	上記以外の控除対象扶養親族	330,000円

※年少扶養親族については、扶養控除額の適用がありませんが、申告が必要です。

なお、扶養とすることで、該当する場合には障害者控除及び同居特別障害者加算の特例は適用されます。

◎申告書の記入例

令和2年度 市民税・県民税申告書

整理番号

(宛先) 前橋市長

個人番号

9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

フリガナ

マエ バシ タ ロウ

1月1日

前橋市 大手町二丁目12番1号

氏名

前橋 太郎



申告者の方の番号確認と身元確認が必要となりますので、個人番号カード又は、通知カードと身元確認書類をお持ちください。申告者本人以外の方が申告書を提出する場合はコピーを添付してください。

224-1111

代筆者

⑨

続柄

生年月日 1 明 2 大 37 年 3 月 15 日
③ 昭 4 平

※収入のなかった方は裏面8に記入してください。

1 所得金額			① 収入金額		② 必要経費		③ 専従者控除額		④ 青色申告特別控除額		所得金額 (①－②－③－④)			
	営 業 等		4,840,000 円		2,599,545 円		860,000 円				①	1,380,455 円		
	農 業										②			
	不 動 産		1,360,000		641,100						③	718,900		
	利 子										④			
	配 当										⑤			
	給 与		1,417,368 円		「申告の手引き」で求めた所得金額を⑥へ						⑥	767,368		
	雑	公的年金等				「申告の手引き」で求めた所得金額を⑦へ (「その他雑所得」があれば加算して⑦へ)						⑦	90,000	
		そ の 他		99,999		9,999								
	額			① 収入金額		② 必要経費		③ 特別控除		④ (①－②－③)		所得金額の求め方		所 得 金 額
総合課税 の譲渡		短 期	円		円		円		円		⑤ ④ の金額を⑧へ		⑧	
		長 期									⑤ × 1/2 の金額を⑨へ		⑨	
一		時									⑤ × 1/2 の金額を⑩へ		⑩	
所得金額の合計 (①～⑩までの計)											⑪	2,956,723		

※分離課税に係る所得等のある方は、別紙「分離課税等用」を併せて提出してください。

2 事業専従者	個人番号	氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	前橋 花子	妻	明大 昭平 40・2・16	月	860,000 円
					月	
※営業等、農業又は不動産の内訳は裏面に記入してください。						合計 ⑫ 860,000

3 所得から差し引かれる金額	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	生命保険料控除	地震保険料控除	本人条件控除	配偶者控除	扶養控除	16歳未満の児童
	雑損の原因 年月日 資産の種類 ① 損害金額 ② 保険金等の補てん額 ③ (①-②) 差引 (①-②) 選択する項目に○ ☐ a 従来の医療費控除 ☐ b セルフメディケーション税制	④ 支払った医療費等 ⑤ 保険金等の補てん額 ⑥ 差引 (④-⑤) 250,000 円 80,000 円 170,000 円	国民健康保険 国民年金 介護保険料 国民健康保険 国民年金 介護保険料 小規模企業共済等掛金 500,000 円 319,200 円	旧生命保険 ⑦ 14,000 円 旧個人年金 ⑧ 80,000 円 介護医療保険 ⑨ 7,000 円 新生命保険 ⑩ 11,500 円 新個人年金 ⑪ 50,000 円	地震保険料 ⑫ 5,000 円 旧長期損害保険料 ⑬ 60,000 円	障害者控除 () 級 寡婦(夫)控除 () 級 死別・生死不明 離婚・未帰還 勤労学生控除 () 級 学校名 ()	配偶者控除 ⑭ 妻・夫 明大 昭平 同 別 障害の程度 () 級 配偶者控除額 ()	配偶者の合計所得金額 ⑮ 前橋 水樹 子 明大 昭平 10・3・8 同 別 特・普 () 級 45 万円	16歳未満の児童 ⑯ 前橋 朔太郎 子 明大 昭平 19・7・8 同 別 特・普 () 級 16歳未満は扶養控除対象外(障害者控除は適用されます)
	医療費控除 ⑭ 70,000	社会保険料控除 ⑮ 819,200	生命保険料控除 ⑯ 67,500	地震保険料控除 ⑰ 12,500	本人条件控除 ⑱	配偶者控除 ⑲	配偶者の合計所得金額 ⑳	扶養控除 ㉑ 790,000	16歳未満の児童 ㉒ 1,230,000
	社会保険料控除 ⑮ 819,200	生命保険料控除 ⑯ 67,500	地震保険料控除 ⑰ 12,500	本人条件控除 ⑱	配偶者控除 ⑲	配偶者の合計所得金額 ⑳	配偶者の合計所得金額 ㉑	扶養控除 ㉒ 1,230,000	16歳未満の児童 ㉓ 330,000
	生命保険料控除 ⑯ 67,500	地震保険料控除 ⑰ 12,500	本人条件控除 ⑱	配偶者控除 ⑲	配偶者の合計所得金額 ⑳	配偶者の合計所得金額 ㉑	配偶者の合計所得金額 ㉒	扶養控除 ㉓ 330,000	16歳未満の児童 ㉔ 3,319,200
	地震保険料控除 ⑰ 12,500	本人条件控除 ⑱	配偶者控除 ⑲	配偶者の合計所得金額 ⑳	配偶者の合計所得金額 ㉑	配偶者の合計所得金額 ㉒	配偶者の合計所得金額 ㉓	扶養控除 ㉔ 3,319,200	16歳未満の児童 ㉕
	本人条件控除 ⑱	配偶者控除 ⑲	配偶者の合計所得金額 ⑳	配偶者の合計所得金額 ㉑	配偶者の合計所得金額 ㉒	配偶者の合計所得金額 ㉓	配偶者の合計所得金額 ㉔	扶養控除 ㉕	16歳未満の児童 ㉖
	配偶者控除 ⑲	配偶者の合計所得金額 ⑳	配偶者の合計所得金額 ㉑	配偶者の合計所得金額 ㉒	配偶者の合計所得金額 ㉓	配偶者の合計所得金額 ㉔	配偶者の合計所得金額 ㉕	扶養控除 ㉖	16歳未満の児童 ㉗
	配偶者の合計所得金額 ⑳	配偶者の合計所得金額 ㉑	配偶者の合計所得金額 ㉒	配偶者の合計所得金額 ㉓	配偶者の合計所得金額 ㉔	配偶者の合計所得金額 ㉕	配偶者の合計所得金額 ㉖	扶養控除 ㉗	16歳未満の児童 ㉘
	配偶者の合計所得金額 ㉑	配偶者の合計所得金額 ㉒	配偶者の合計所得金額 ㉓	配偶者の合計所得金額 ㉔	配偶者の合計所得金額 ㉕	配偶者の合計所得金額 ㉖	配偶者の合計所得金額 ㉗	扶養控除 ㉘	16歳未満の児童 ㉙
	配偶者の合計所得金額 ㉒	配偶者の合計所得金額 ㉓	配偶者の合計所得金額 ㉔	配偶者の合計所得金額 ㉕	配偶者の合計所得金額 ㉖	配偶者の合計所得金額 ㉗	配偶者の合計所得金額 ㉘	扶養控除 ㉙	16歳未満の児童 ㉚
	配偶者の合計所得金額 ㉓	配偶者の合計所得金額 ㉔	配偶者の合計所得金額 ㉕	配偶者の合計所得金額 ㉖	配偶者の合計所得金額 ㉗	配偶者の合計所得金額 ㉘	配偶者の合計所得金額 ㉙	扶養控除 ㉚	16歳未満の児童 ㉛
	配偶者の合計所得金額 ㉔	配偶者の合計所得金額 ㉕	配偶者の合計所得金額 ㉖	配偶者の合計所得金額 ㉗	配偶者の合計所得金額 ㉘	配偶者の合計所得金額 ㉙	配偶者の合計所得金額 ㉚	扶養控除 ㉛	16歳未満の児童 ㉜
	配偶者の合計所得金額 ㉕	配偶者の合計所得金額 ㉖	配偶者の合計所得金額 ㉗	配偶者の合計所得金額 ㉘	配偶者の合計所得金額 ㉙	配偶者の合計所得金額 ㉚	配偶者の合計所得金額 ㉛	扶養控除 ㉜	16歳未満の児童 ㉝
	配偶者の合計所得金額 ㉖	配偶者の合計所得金額 ㉗	配偶者の合計所得金額 ㉘	配偶者の合計所得金額 ㉙	配偶者の合計所得金額 ㉚	配偶者の合計所得金額 ㉛	配偶者の合計所得金額 ㉜	扶養控除 ㉝	16歳未満の児童 ㉞
	配偶者の合計所得金額 ㉗	配偶者の合計所得金額 ㉘	配偶者の合計所得金額 ㉙	配偶者の合計所得金額 ㉚	配偶者の合計所得金額 ㉛	配偶者の合計所得金額 ㉜	配偶者の合計所得金額 ㉝	扶養控除 ㉞	16歳未満の児童 ㉟
	配偶者の合計所得金額 ㉘	配偶者の合計所得金額 ㉙	配偶者の合計所得金額 ㉚	配偶者の合計所得金額 ㉛	配偶者の合計所得金額 ㉜	配偶者の合計所得金額 ㉝	配偶者の合計所得金額 ㉞	扶養控除 ㉟	16歳未満の児童 ㊱
	配偶者の合計所得金額 ㉙	配偶者の合計所得金額 ㉚	配偶者の合計所得金額 ㉛	配偶者の合計所得金額 ㉜	配偶者の合計所得金額 ㉝	配偶者の合計所得金額 ㉞	配偶者の合計所得金額 ㉟	扶養控除 ㊱	16歳未満の児童 ㊲
	配偶者の合計所得金額 ㉚	配偶者の合計所得金額 ㉛	配偶者の合計所得金額 ㉜	配偶者の合計所得金額 ㉝	配偶者の合計所得金額 ㉞	配偶者の合計所得金額 ㉟	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊲	16歳未満の児童 ㊳
	配偶者の合計所得金額 ㉛	配偶者の合計所得金額 ㉜	配偶者の合計所得金額 ㉝	配偶者の合計所得金額 ㉞	配偶者の合計所得金額 ㉟	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊳	16歳未満の児童 ㊴
	配偶者の合計所得金額 ㉜	配偶者の合計所得金額 ㉝	配偶者の合計所得金額 ㉞	配偶者の合計所得金額 ㉟	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊴	16歳未満の児童 ㊵
	配偶者の合計所得金額 ㉝	配偶者の合計所得金額 ㉞	配偶者の合計所得金額 ㉟	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊵	16歳未満の児童 ㊶
	配偶者の合計所得金額 ㉞	配偶者の合計所得金額 ㉟	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊶	16歳未満の児童 ㊷
	配偶者の合計所得金額 ㉟	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊷	16歳未満の児童 ㊸
	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊸	16歳未満の児童 ㊹
	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊹	16歳未満の児童 ㊺
	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊺	16歳未満の児童 ㊻
	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊻	16歳未満の児童 ㊼
	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊼	16歳未満の児童 ㊽
	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊽	16歳未満の児童 ㊾
	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊾	16歳未満の児童 ㊿
	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	配偶者の合計所得金額 ㊱	扶養控除 ㊿	16歳未満の児童 ㊿

※控除額の計算方法については申告の手引きを参照してください。

事業専従者及び、扶養親族等の方の個人番号につきましては、申告者の方において確認していただきますので、番号確認書類の提出は不要です。

4 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差し引き (特別徴収)
☒ 自分で納付 (普通徴収)

この欄は記入しないでください。

番号確認	本人身元確認	確認書類	代理身元確認
☐ 未済	☐ 済	個人番号カード/通知カード/運転免許証 その他 ()	☐ 済 ☐ 未済

給与所得に係る住民税については、地方税法第321条の3の規定により、給与からの特別徴収となります。ただし、給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税については、「自分で納付 (普通徴収)」にチェックを入れることで、納付書や口座引落しなどによる個人での納付を希望することができます。

5 給与等所得者の月別収入状況

給与と収入がある人で、源泉徴収をしていない事業所などに勤務している人は、月別の金額を記入し雇用主の証明を受けるか、雇用主から給与明細等の給与の支払証明書の交付を受けてください。また、その証明書を添付又は提示してください。

月 別	月 収	社会保険料	源泉徴収税額
1	円	円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合 計			

※事業所得（営業・農業）・不動産所得を申告する際に必ず記入してください。

8 収入がなかった人の記入欄

前年中に収入がなかった人などは、下記項目に記入してください。

1. 下記の人からの扶養・仕送りにて生活していた

氏名 続柄

(申請者の住所と異なる場合は記入してください。)

住所

2. あなたが学生の場合（令和2年1月1日現在）

学校名 年在学

3. 前年中の生活状況について
(該当する□に✓点を記入してください。)

☐ 遺族年金にて生活

☐ 障害年金にて生活

☐ 生活保護法による生活扶助にて生活

.....〈支給開始 昭和・平成・令和 年より〉

☐ 雇用保険(失業保険)等の給付を受けていた〈平成・令和 年 月より〉

☐ 預貯金にて生活

☐ その他（どのようにして、生活費を賄っていましたか）

6 事業所得(営業等・農業)

項 目	金 額
収入金額	
売上金額	4,840,000円
小 計 ①	4,840,000
必要経費	
仕入金額	1,325,000
租 税 公 課	150,000
水道・光熱費	280,000
旅費・通信費	140,000
損害保険料	7,245
修 繕 費	120,000
消耗品費	80,000
給料・賃金	
地代・家賃	
減価償却費	497,300
小 計 ②	2,599,545
専従者控除額③	860,000
所得金額①-②-③	1,380,455

◎減価償却費の内訳

7 不動産所得(家賃・地代等)

項 目	金 額
収入金額	
家賃・地代収入	1,320,000円
更新料・権利金・礼金	40,000
名義書換料・その他	
小 計 ①	1,360,000
必要経費	
租 税 公 課	90,000
損害保険料	75,000
修 繕 費	186,300
給料・賃金	
地代・家賃	
減価償却費	289,800
小 計 ②	641,100
専従者控除額③	
所得金額①-②-③	718,900

9 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

10 寄附金に関する事項

	寄 附 先	寄 附 金 額
		円
	都道府県、市区町村分	
	住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	群馬県指定分	
	本市指定分	

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体の名称及び寄附金額を記入してください。
「条例指定分」の「群馬県指定分」及び「本市指定分」の各欄には、群馬県、本市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ寄附先及び寄附金額を記入してください。

名 称	面積・数量	取得年月	⑦取得価額	耐用年数	⑧償却率	⑨償却期間	⑩本年分償却費	⑪事業割合	⑫本年分必要経費算入額	⑬未償却残高	摘 要
パソコン	1台	元. 11	300,000円	4年	0.25	2/12	12,500円	100%	12,500円	287,500円	
軽自動車	1台	28. 4	960,000	4	0.25	12/12	240,000	50	120,000	60,000	
木造(事務所用)	156.7㎡	25. 7	7,500,000	24	0.042	12/12	315,000	100	315,000	5,452,500	
計									447,500		

お知らせ

①市民税・県民税申告書への申告者、事業専従者及び扶養親族等のマイナンバーの記載

- ・申告書提出の際は、番号確認と身元確認が必要となりますので、個人番号カード又は、通知カードと身元確認書類をお持ちください。なお、事業専従者や扶養親族等の番号確認及び身元確認書類は不要ですが、申告者が個人番号を確認し、記載してください。
- ・郵送で申告書を提出する場合は、個人番号カード（両面）又は、通知カードと身元確認書類のコピーを同封してください。
- ・申告者本人以外の方が申告書を提出する場合は、郵送と同様にコピーを添付してください。
- ・個人番号確認及び身元確認書類のコピーは返却できません。

マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認	身元(実在)の確認
 個人番号カード	
通知カード or 住民票(番号付き) 等	運転免許証 or パスポート 等

②医療費控除について

(1) 医療費控除の明細書を添付してください

医療費控除を申告する場合には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

※令和2年度の市民税・県民税申告までは、領収書の添付または提示によることもできます。

※医療費控除の明細書の記入内容を確認するため、法定納期限の翌日から5年間、市から領収書（医療費通知に係るものを除く。）の提示または提出を求めることがあります。領収書は自宅等で保管してください。

※医療費控除の明細書は、市民税課、各支所税務課、市民サービスセンターにあります。

また、前橋市ホームページからもダウンロード・印刷ができます。

(2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入費用を支払った場合に、1年間（※3）の購入費用の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限は8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除できる特例が創設されました（従来の医療費控除との選択適用になります。）。この特例の実施は5年間（令和3年12月末まで）です。

※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

※2 医師の処方が必要であった医療用から転用された、薬局で購入できる市販の医薬品。かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

※3 今回の申告における対象期間は平成31(2019)年1月1日から令和元(2019)年12月31日までの購入分

(3) 医療費控除を申告する場合の必要書類

① 従来の医療費控除を申告する場合

(ア) 医療費控除の明細書（添付）

(イ) 医療費通知（医療費通知に関する事項に記入した場合に添付）

※おむつ代など、医療費の内容によっては、上記のほか必要になる書類があります。

②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を申告する場合

(ア) セルフメディケーション税制の明細書（添付）

(イ) 一定の取組を行ったことを明らかにする書類（領収書、結果通知表などを添付又は提示）

③上場株式等の配当等の課税方式の選択について

上場株式等の配当等（※1 大口株主等を除く。）については、所得税同様、市民税・県民税においても申告不要制度または総合課税、申告分離課税を選択することができます（※2）。また、上場株式等の譲渡所得についても申告不要制度または申告分離課税の選択ができます（※3）。

上場株式等の配当等、または上場株式等の譲渡所得を確定申告し、市民税・県民税について所得税と異なる課税方式を選択する場合（例えば、上場株式等の配当所得を所得税は総合課税、市民税・県民税においては申告不要制度を選択）は、納税通知書が送達される時までに市民税・県民税申告書を提出する必要があります。

※1 「上場株式等の配当等」とは、上場株式等の利子、配当、収益の分配等をいいます。

※2 利子所得は、申告不要制度または申告分離課税の選択になります。

※3 源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に限りです。

